

岐阜県高山市

居宅サービス計画を自己作成される方へ
(要介護認定版)

高山市保健部高年介護課介護支援グループ
電話 0577-35-3178

在宅サービスを利用されるためには、ケアプラン（介護サービス計画）の作成が必要です。

【事業所に依頼する場合】

要介護認定を受けた方が、ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に依頼された場合は、専門の介護支援専門員（ケアマネジャー）により、ご本人の心身の状況や、その置かれている環境、ご家族の希望等を勘案し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるようにケアプランが提案され、ご利用者やご家族の同意のもとにケアプランの作成が行われます。利用される居宅介護サービス事業所との調整もケアマネジャーが行います。この場合、ケアプラン作成の費用は全て保険給付の対象となりますので、自己負担はありません。

【自己作成される場合】

高山市高年介護課の窓口で、ケアプラン作成に必要な書類等をお渡しします。

ケアマネジャーの業務を全て行うわけですから、居宅介護サービス事業所の選択や申込・調整などの事務も全て、ご本人やご家族が行います。

また、ケアプランを作成した段階で、その適性の判断を保険者（高山市）が行いますので、毎月利用票及び利用票別表を提出して確認を受ける必要があります。ご利用できる介護サービスや介護予防サービスの利用限度額は介護度によって異なりますので、ご注意ください。

原則、利用限度額以内で利用された場合の10%は自己負担となります。サービス利用中の食費やショートステイを利用された場合の居住費及び食費は自己負担となります。利用限度額を超えた分については、保険給付とはなりませんので、ご注意ください。

なお、ケアプラン作成に関する報酬はありません。

《利用負担限度額》

サービス 介護度	居宅サービス	福祉用具購入	住宅改修
	月 額	1年度につき	原則1回限り
要介護1	16万5,800円	10万円を限度にその9割を保険給付します。(同一年度内に同一品目の購入はできません。)	20万円を限度にその9割を保険給付します。(限度額以内なら、何度でも申請できます。)
要介護2	19万4,800円		
要介護3	26万7,500円		
要介護4	30万6,000円		
要介護5	35万8,300円		

※ 要支援1の方は、車いす、特殊寝台、段差解消機の貸与は原則できません。

※ 介護報酬の算定には介護サービス事業所によって、加算や減算がある場合があります。

加算や減算の有無・内容については、ご利用になれる事業所に確認をお願いします。

※ 単位の単価は地域によって異なります。高山市の場合は1単位＝10円です。

【在宅で受けられる介護サービス】

サービス名称	サービス内容
訪問介護	ヘルパーが自宅を訪問して、日常生活の介護を行い、次の種類に区分されます。「身体介護中心」「生活援助中心」「通院等のための乗車又は降車の介助が中心」
訪問入浴介護	自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで、入浴の介護を行います。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の看護を行います。
訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が自宅を訪問し、リハビリを行います。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護	日帰りの施設にて、日常生活上の介護や生活機能の向上のための介護を行います。
認知症対応型通所介護	認知症の方のみ利用できる通所介護で、市内にある事業所のみ利用できます。
通所リハビリテーション	日帰りの施設にて、日常生活上の介護や生活機能の向上のためのリハビリを行います。
短期入所生活介護	指定を受けた施設に短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
短期入所療養介護	指定を受けた施設に短期間入所して、看護、医学的管理による介護、機能訓練等の介護や日常生活上の介護を行います。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホーム等に入居している方の介護を行います。
認知症対応型共同生活介護	認知症の方が共同で生活するための介護で、市内にある事業所のみ利用できます。
福祉用具貸与	居宅での日常生活の自立を支援するための福祉用具を貸与します。
特定福祉用具販売	居宅での入浴や排泄に使用する福祉用具を購入できます。
住宅改修	手すりの取り付けや段差の解消などの簡単な住宅の改修ができます。

※ 要支援1、2及び要介護1の方は、福祉用具貸与の品目のうち、車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具及び体位変換器・移動用リフトの貸与は原則できません。

※ 福祉用具を購入される場合は、県の指定（他の都道府県の事業者を利用する場合は、当該都道府県の指定）を受けている事業所から購入してください。

指定を受けていない事業者から購入された場合、介護保険給付の対象にはなりません。

※ 住宅改修を行われる場合は事前の申請が必要です。

また地域包括支援センターの職員・介護支援専門員・理学療法士・作業療法士又は福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者の理由書を添付してください。

【施設で受けられる介護サービスを受ける場合】

介護保険適用施設は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があります。施設へ入所された場合、施設の介護支援専門員が個々の利用者に適した介護計画を作成します。

【自己作成の作業手順】

(1) 計画作成に必要な書類の入手（書式について、市役所高年介護課でお渡しします）

- ①課題分析・居宅サービス計画作成事例概要
- ②居宅サービス計画書（1）
- ③居宅サービス計画書（2）
- ④週間サービス計画表
- ⑤平成〇〇年〇〇月分サービス利用票
- ⑥平成〇〇年〇〇月分サービス利用票別表
- ⑦サービス担当者会議の要点
- ⑧平成〇〇年〇〇月分サービス提供票
- ⑨平成〇〇年〇〇月分サービス提供票別表

(2) サービス事業者情報の収集

高山市介護保険サービス事業所一覧を市役所高年介護課でお渡しします。

更に詳しい情報を入手するには、インターネットで『岐阜県介護サービス情報公表システム <http://kouhyou.winc.or.jp/kaigosip/Top.do>』若しくは『独立行政法人福祉医療機構 WAM NET <http://www.wam.go.jp/>』の介護事業者情報又は開示情報をご覧ください。

(3) 居宅介護計画原案作成・サービス利用単位確認

介護サービス利用限度額内であるかご注意ください。

(4) サービスの予約

サービス事業者へ直接お申し込みください。その際に事業者番号・サービスの内容／種類・サービスコード・単位数等の確認をしてください。

(5) サービス利用票別表まで（(1)の①～⑥）を作成し、市役所高年介護課へ提出してください。

※ サービス内容を点検確認の後、適正な介護サービスと判断した場合は保険者確認印を押印しお返しします。（サービス利用票のコピーをサービス提供事業者へお渡しください。）

(6) 利用者、居宅サービス計画作成者、サービス提供事業者において「サービス担当者会議」を開催し、サービス内容について話し合ってください。

(1)の⑦サービス担当者会議の要点に話し合った内容等を記録しておきましょう。

※ サービス担当者会議において、当初の計画に変更があった場合は、再度、(1)の②～⑥までを訂正の上、市役所高年介護課へ提出してください。

(7) サービス提供票及びサービス提供票別表を作成し、サービス提供事業所へ提出してください。

(8) サービスの利用

(9) サービス利用実績の報告

サービス利用票及びサービス利用票別表（(1)の⑤、⑥）に利用実績を記入し、サービス担当者会議の要点（(1)の⑧）と一緒にサービス提供月の翌月 8 日までに市役所高年介護課へ提出してください。

※ サービス利用に変更があった場合は、サービス利用票及びサービス利用票別表を修正後提出してください。変更の内容によっては、保険の給付外になる場合がありますので、ご了承ください。

【その他】

認定期間が終了する月中には、再度担当者会議を開催し、居宅介護サービス計画の見直し等を行ってください。

【プラン作成の例】

居宅サービス計画の例（要介護2の場合）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護		訪問介護	通所介護		
午後			訪問看護				訪問看護
福祉用具貸与							

上記の居宅サービス計画のもとに介護サービス費を計算してみると

○訪問介護（1時間以上1時間30分未満） 584単位（身体介護）

584単位×週2回×4週×10円＝46,720円①

○訪問看護（30分以上1時間未満） 830単位

830単位×週2回×4週×10円＝66,400円②

○通所介護（6時間以上8時間未満） 789単位（通常規模事業所）

789単位×週2回×4週×10円＝63,120円③

○福祉用具貸与（特殊寝台） 1か月 1,000単位（仮定）

1ヶ月 10,000円④

1ヶ月のサービスの総額

①+②+③+④＝186,240円（要介護2の方の利用限度額は194,800円）

介護保険からの給付

186,240×0.9＝167,616円

自己負担

186,240－167,616＝18,624円 となります。

※ サービスを利用される時間帯や内容によって加算がつく場合がありますので、詳しい料金算定については、利用される事業所にお問い合わせください。

※ 福祉用具貸与は貸与される品目や機能によって料金が異なりますので、料金については事業所にお問い合わせください。

課題分析・居宅サービス計画作成事例概要

氏名		生年月日	M T S	性別	男女	住所	高山市	電話		世帯種型	独居・日中独居・高齢者夫婦のみ・その他・入院・入所	
被保険者番号				介護度	要介護 1・2・3・4・5							
(家族構成/主たる介護者を明記)				(現病歴/簡略箇条書きで記載)								認知動作 に関する こと
												医療に関 すること
身体状況 日常生活 動作に関 すること				(生活歴)								社会生活 に関する こと
												その他
手段的日 常生活に 関すること												

居宅サービス計画書(1)

②

初回 ・ 紹介 ・ 継続

認定済 ・ 申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 _____ 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____ 利用者との関係 _____

居宅サービス計画作成者住所 _____ 電話番号 _____

居宅サービス計画作成(変更)日 _____ 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 _____ 年 月 日

認定日 _____ 年 月 日 認定の有効期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

要介護状態区分 要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5

eki

要介護者等及び 家族の介護に対 する意向	_____ _____ _____ _____
----------------------------	----------------------------------

介護認定審査会 意見	_____ _____ _____
---------------	-------------------------

総合的な援助の 方針	_____ _____ _____ _____
---------------	----------------------------------

家事援助中心型 の算定理由	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他()
------------------	---

週間サービス計画表

④

サービス利用者名 殿

		月	火	水	木	金	土	日
深夜	4:00							
	6:00							
早朝	8:00							
	10:00							
午前	12:00							
	14:00							
午後	16:00							
	18:00							
夜間	20:00							
	22:00							
深夜	24:00							
	2:00							
	4:00							

週単位以外のサービス	
------------	--

サービス担当者会議の要点

⑦

利用者名 #REF! 殿

サービス計画作成者(担当者)氏名

開催日 開催場所 開催時間 開催回数

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した項目						
検討内容						
結論						
残された課題 (次回の開催時期)						

